

富士見市情報公開・個人情報保護審議会

平成29年度第2回会議録

会議日時	平成29年9月26日(火)		開会 午後1時25分	閉会 午後3時15分	
会議場所	市長公室	出席者数	委員 8名 事務局 5名		
出席者	委員	会長	加治 隆	委員	湊 貞一
		副会長	新山 宏	委員	岡田 正廣
		委員	秋元 富美子	委員	伊藤 茂
		委員	井上 恭子		
		委員	高橋 千代子		
	事務局	総務部長	大熊 経夫	総務課主査	野本 和宏
		総務課長	下田 恭裕	総務課主任	大和田 周作
		総務課副課長	加治 幸憲		
	欠席委員	なし			
関係者の出席	なし		傍聴者	なし	
議長	加治 隆		担当書記	加治 幸憲	
会議議題	(1) 個人情報の取扱いに関する例外事項について(諮問) ア 要配慮個人情報の収集の制限に関する例外事項について イ 個人情報の収集方法の制限に関する例外事項について ウ 保有個人情報の目的外利用又は外部提供の制限に関する例外事項について (2) その他				

会 議 内 容	
加治会長 (議長)	1 開会 過半数出席があったため、富士見市情報公開・個人情報保護審議会 条例第6条の規定に基づき、開会を宣言した。
加治会長 (議長)	2 議事(諮問) 議長は、次の議事について付議した。 個人情報の取扱いに関する例外事項について(諮問) ア 要配慮個人情報の収集の制限に関する例外事項について イ 個人情報の収集方法の制限に関する例外事項について ウ 保有個人情報の目的外利用又は外部提供の制限に関する例外事項 について
事務局	議事アについて事務局から説明を行った。  質疑応答については以下のとおり
委員	類型諮問であるが、今後新たな事務が発生した場合の取扱いはどの ようになるのか。
事務局	答申のあった類型事項について該当する場合には当該事務について 諮問を不要とするが、該当判断に疑義が生じた場合やどの類型事項に 該当しない場合には改めて審議会に諮問する予定である。
事務局	議事イ及びウについて事務局から説明を行った。
加治会長 (議長)	委員から質疑・意見を求めた。  質疑応答及び意見については以下のとおり
委員	諮問事項ア及びイについて、今までの取扱いはどうだったのか。
事務局	今までも取扱いのあった事項であるが、3月議会で議決された個人 情報保護条例の一部改正に伴い、個人情報取扱事務の登録について見 直しを行い、要配慮個人情報を含めた個人情報の取扱いについて整備 したところである。

委員	<p>今後新たな事務が発生した場合の取扱いや判断基準について、事務フローを作成し、運用をスムーズに行うべきと考える。</p> <p>また、個別事務について諮問の必要が生じた場合、持ち回り審議は可能なのか。</p>
事務局	<p>運用については、事務の手引きの見直しを行う予定である。</p> <p>また、持ち回り審議については、合議体として当審議会に意見を求めるものであることから、通常通り開催する必要があると考える。</p>
委員	<p>個別案件について、ある程度数がまとまり次第、まとめて審議することはできないのか。</p>
事務局	<p>必要に応じて、その都度開催することとなる。</p>
委員	<p>諮問事項中「～等」という表現が目立つが、拡大解釈にならないか。</p>
事務局	<p>類型諮問であるため、ある程度幅を持たせた表現となっているが、拡大解釈をするものではない。</p>
加治会長 (議長)	<p>反対意見がなかったため、当該諮問事項について承認し、その旨の答申の議決を行った。</p>
加治会長 (議長)	<p>3 閉会 閉会を宣言した。</p>